
騒音・振動規制のあらまし



大村市 市民環境部

環境保全課 環境対策グループ

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地

電話 0957-53-4111 内線 142

目 次

(Ⅰ) 騒音規制について	P. 1
1 騒音の規制地域について.....	P. 2
2 騒音の規制対象について.....	P. 2
3 騒音の規制基準について.....	P. 3
4 騒音に係る特定施設・指定施設・特定建設作業の届出について.....	P. 4～5
5 自動車騒音の要請限度について.....	P. 6
6 騒音に係る環境基準について.....	P. 7～8
7 行政処分と罰則について.....	P. 9
◆別表 1～4.....	P. 10～12
◆届出様式（抜粋）.....	P. 13～20
(Ⅱ) 振動規制について	P. 21
1 振動の規制地域について.....	P. 22
2 振動の規制対象について.....	P. 22
3 振動の規制基準について.....	P. 22～23
4 振動に係る特定施設・特定建設作業の届出について.....	P. 24～25
5 道路交通振動の要請限度について.....	P. 25
6 行政処分と罰則について.....	P. 26
◆別表 1～2.....	P. 27
◆届出様式（抜粋）.....	P. 28～32
(Ⅲ) 資料	P. 33
1 特定施設の概要.....	P. 34～35
2 【騒音規制法・振動規制法】 特定施設・特定建設作業関係の届出様式の入手方法.....	P. 36
3 【長崎県未来につながる環境を守り育てる条例】 指定施設関係の届出様式の入手方法.....	P. 37

(I) 騒音規制について

騒音には、特定の工場や事業所から発生するもの、航空機、道路や鉄道などから発生するもの、あるいは市民の日常生活に起因したものがあります。

このうち、金属機械工業などの特定の工場や事業所、さく岩機などを使用する特定の建設作業などから発生するものについては、「騒音規制法」や「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき市への届出義務があるとともに、騒音の規制基準に基づき市が規制・指導することになっています。

また、カラオケ騒音や広告宣伝、深夜騒音や近隣騒音については、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」の基準を遵守するとともに、近隣住民に迷惑をかけないように、市民各自が心がけることが大切です。

1 騒音の規制地域について

工場や事業場、建設作業等の騒音から住民の生活環境を守るために、大村市長は騒音規制法に基づき騒音について規制する地域（規制地域）を指定し、区域を区分しています。

大村市では、原則として都市計画区域内の用途地域（工業専用地域は除く）が対象となります。また、用途地域外においても規制地域に指定された区域があります。

区域の区分	対象地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域）
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

※規制地域図は、市役所環境保全課にて閲覧、又は市ホームページの下記の場所から確認できます。

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [環境](#) > [公害](#) > [騒音・振動・悪臭に係る規制地域などについて](#)

または、各種検索サイトで **大村市 騒音・振動・悪臭 規制地域** で検索してください。

2 騒音の規制対象について

騒音規制法や長崎県未来につながる環境を守り育てる条例では、工場及び事業所の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音によって、周辺の生活環境が著しく損なわれることを防止するため、特に著しい騒音を発生する施設や建設作業等を指定し、届出や規制基準の遵守を定めています。

規制の対象	対象施設等の種類	履行義務	規制基準の判断地点
特定施設 (騒音規制法により規定)	金属加工機械、空気圧縮機及び送風機、土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機、織機、建設用資材製造機械、穀物用製粉機木材加工機械、抄紙機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、鋳造型機 (詳細は、10 ページ別表1に記載)	・届出 ・規制基準の遵守	敷地境界線
指定施設 (長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により規定)	冷凍機、クーリングタワー、板金作業又は製缶作業を行う作業場、鉄骨又は橋梁の組立て作業場 (詳細は、11 ページ別表2に記載)	・届出 ・規制基準の遵守	
特定建設作業 (騒音規制法により規定)	・くい打機、くい抜機、くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業 ・コンクリートプラントを設けて行う作業 (詳細は、11 ページ別表3に記載)	・届出 ・規制基準の遵守	
特定施設及び指定施設以外のもの (長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により規定)	・指定施設以外のものに係る騒音の制限 ・特定建設作業以外の建設作業に係る騒音の制限 ・拡声放送及び深夜放送の制限 ・深夜における音響機器の使用の制限 (詳細は 12 ページ別表4に記載)	・規制基準の遵守	影響を受ける場所 (受音点)

3 騒音の規制基準について

(1) 規制基準（特定建設作業を除く）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	8:00～20:00	6:00～8:00 20:00～22:00	22:00～6:00
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

ただし、第 2 種、第 3 種、第 4 種区域内にある学校、保育所、病院・診療所（入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね 50m の区域は、それぞれ 5 デシベル厳しくなります。なお、学校等が発生源であっても同様の扱いとなります。

(2) 特定建設作業の規制基準

項 目	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
① 基準値	85 デシベル	
② 作業時刻	午前 7 時から午後 7 時の間	午前 6 時から午後 10 時の間
③ 作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
④ 作業期間	連続して 6 日を超えないこと	
⑤ 作業日	日曜日、その他の休日は禁止	

※ 第 1 号区域・・・規制地域のうち、第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域

※ 第 2 号区域・・・規制地域のうち、第 4 種区域

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域は、第 1 号区域に含める。

備 考

○適応除外作業

対象作業	適応除外項目
災害・非常事態による作業	② ③ ④ ⑤
人の生命又は身体に対する危険の防止作業	② ③ ④ ⑤
鉄道の正常運行の確保に必要な作業	② ⑤
道路法に基づく道路占用許可条件が夜間、休日指定の場合	② ⑤
道路交通法に基づく道路使用許可条件が夜間、休日指定の場合	② ⑤
変電所工事で休日に行う必要がある場合	⑤

4 騒音に係る特定施設・指定施設・特定建設作業の届出について

規制地域内において、工場又は事業場に特定施設または指定施設を設置、変更、廃止、承継しようとする者、もしくは特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、次の表のとおり市長に届出なければなりません。

届出様式は、次の方法で入手(ダウンロード)することができます。

※特定施設・特定建設作業 電子政府の総合窓口 e-Govにある「行政手続案内」にて入手。詳細は巻末の様式の入手方法をご覧ください。
(36 ページ参照)

※指定施設 長崎県ホームページにある「申請書ダウンロードサービス」にて入手。詳細は巻末の様式の入手方法をご覧ください。(37 ページ参照)

(1) 特定施設(騒音規制法)

届出の種類 (根拠条文)	届出 様式	提出 部数	届出義務者等	届出の期限	備考
特定施設設置届 (法第6条第1項)	様式 第1	正 副 2 部 (添付 書類を 含む)	指定地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者。	特定施設の設置の工事開始の日の30日前まで	受理書の交付
特定施設使用届 (法第7条第1項)	様式 第2		新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していた者。 既に指定地域とされていたが、新たに特定施設の追加指定が行われた結果、初めて特定工場等の設置者になった者。	地域指定となった日又は特定施設となった日から30日以内	
特定施設の種類ごとの数変更届 (法第8条第1項)	様式 第3		特定施設の種類ごとの数の変更をしようとするとき。 ただし、数を減少する場合及び2倍以内までの特定施設の数の増加については届出は必要ない。	特定施設の種類ごとの数の変更に係る設置工事の30日前まで	
騒音の防止の方法変更届 (法第8条第1項)	様式 第4		騒音の防止の方法を変更しようとするとき。 ただし、騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。	騒音の防止の変更に係る工事開始の30日前まで	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第10条)	様式 第6	正 副	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 ただし、工場等の移転の場合は、廃止、新設扱いとする。	変更があった日から30日以内 (ただし、新設の場合は、特定施設の設置の工事開始の日の30日前まで)	
特定施設使用全廃届 (法第10条)	様式 第7	2 部	特定施設すべての使用を廃止したとき。	廃止をした日から30日以内	
承継届 (法第11条第3項)	様式 第8		特定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき。	承継があった日から30日以内	

※特定施設に係る届出に添付する書類は次のとおりです。

- (イ) 特定施設を設置する工場又は事業所の位置図
- (ロ) 特定施設の配置図(敷地境界から特定施設までの距離が分かるもの)
- (ハ) 騒音防止の方法
- (ニ) 特定施設の仕様書(カタログ等でも可)
- (ホ) 騒音測定を行っている場合は、測定結果もしくは測定予測結果

(2) 指定施設（長崎県未来につながる環境を守り育てる条例）

届出の種類 (根拠条文)	届出 様式	提出 部数	届出義務者等	届出の期限	備考
指定施設設置届 (条例第 22 条)	様式 第 3 号	正副 2 部 (添付 書類を 含む)	指定地域内において、工場又は事業場に指定施設を設置しようとする者。	届出が受理された日から 30 日経過後でなければ設置できない	
指定施設既設置届 (条例第 23 条)	様式 第 5 号		新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に指定施設を設置していた者。	指定施設となった日から 30 日以内	
指定施設の種類ごとの数 (騒音の防止の方法)変更 届(条例第 24 条第 2 項)	様式 第 9 号		指定施設の種類ごとの数の変更及び騒音の防止の方法の変更をしようとするとき。	届出が受理された日から 30 日経過後でなければ設置できない	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (条例第 24 条第 1 項)	様式 第 7 号	正副 2 部	届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があつたとき。	変更があつた日から 30 日以内	
指定施設使用全廃届 (条例第 24 条第 1 項)	様式 第 8 号		届出に係る指定施設の使用を廃止したとき。	廃止をした日から 30 日以内	
承継届 (条例第 27 条第 3 項)	様式第 11 号		指定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があつたとき。	承継があつた日から 30 日以内	

※指定施設に係る届出に添付する書類は次のとおりです。

- (イ) 指定施設を設置する工場又は事業所の位置図
- (ロ) 指定施設の配置図(敷地境界から指定施設までの距離が分かるもの)
- (ハ) 騒音防止の方法
- (ニ) 特定施設の仕様書(カタログ等でも可)
- (ホ) 騒音測定等を行っている場合は、測定結果もしくは測定予測結果

※指定施設は施設の増減に関わらず、提出が必要です！

特定施設のように「数等の変更が 2 倍を超えるようであれば届出が必要」の規定がないため、指定施設の種類及び数の変更をしようとする場合は、変更の数や増減に関わらず、指定施設の種類ごとの数変更届の届出が必要です。

(3) 特定建設作業(騒音規制法)

届出の種類 (根拠条文)	届出 様式	提出 部数	届出義務者等	届出の期限	備考
特定建設作業実施届 (法第 14 条第 1 項 及び第 2 項)	様式 第 9 号	正副 2 部 (添付 書類を 含む)	指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者。	特定建設作業開始の日の 7 日前まで (法第 14 条第 1 項)	
				特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。 (法第 14 条第 2 項)	

※当該作業がその作業を開始した日に終わる場合は届出の必要はありません。

※ 特定建設作業実施届出に添付する書類は次のとおりです。

- (イ) 特定建設作業の場所の位置図
- (ロ) 特定建設作業の場所及び付近の見取図
- (ハ) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
- (ニ) 使用する建設機械の仕様書(カタログ等でも可)

5 自動車騒音の要請限度について

騒音規制法において、市長は、騒音の規制区域内における自動車騒音が限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、県公安委員会に対策を講じるよう要請できるほか、道路管理者に構造の改善や騒音の減少策について意見を述べる事ができるとされています。

この判断の基準となる自動車騒音の値を要請限度と言います。

(1) 要請限度の区域の区分

大村市では、騒音の規制区域内において要請限度の区域を区分しています。原則として都市計画区域の用途地域が対象となりますが、用途地域外においても要請限度の区域に指定されたところがありますので、自動車騒音要請限度区域図でご確認ください。

区域の区分	対象地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域）
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 区域の区分ごとの要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る限度の特例

要請限度	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
75 デシベル以下	70 デシベル以下

※「幹線交通を担う道路」とは

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市道

※「道路に近接する区域」とは

(イ) 2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路敷地の境界線から15mまでの範囲

(ロ) 2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路敷地の境界線から20mまでの範囲

6 騒音に係る環境基準について

騒音に係る環境基準は、環境基本法において、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされており、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められています。

大村市長は、地域の類型の区分に応じて対象地域を指定しています。

(1)大村市における類型指定(平成 24 年大村市告示第 63 号・同年 4 月 1 日施行)

類型の区分	対 象 地 域
AA 類型	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A 類型	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B 類型	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2)一般の地域における環境基準

地域の類型 \ 時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(3)道路に面する地域における環境基準

地域の区分 \ 時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(4)「幹線交通を担う道路に近接する空間」に係る基準値の特例

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
<p><備考> 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。</p>	

※「幹線交通を担う道路」とは

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市道

※「道路に近接する空間」とは

- (イ) 2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路端から 15 m までの範囲
- (ロ) 2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路端から 20 m までの範囲

(5)航空機騒音に係る環境基準(昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号)

航空機騒音の評価指標として Lden（時間帯補正等価騒音レベル）が用いられています。Lden は時間帯ごとに重み付けを行う評価値となっており、具体的には、よりうるさいと感じる「夕方(19時~22時)」、「夜間(22時~7時)」に発生した騒音に対して重み付けを行います。Lden の「den」は day（日中）、evening（夕方）、night（夜間）を表しています。

長崎空港を離着陸する航空機騒音は、ほぼ全ての便が定期便であり、年間を通じて運用状況のばらつきが少ないため、連続 7 日間の測定を行い、自衛隊の基地である大村飛行場は、訓練形態や社会情勢などにより運用状況のばらつきが大きいため、連続 14 日間の測定を行います。

なお、基準値は下記の表のとおりです。

地域の類型	基準値
I	Lden 57 デシベル以下
II	Lden 62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 行政処分と罰則について

騒音防止に係る命令や届出義務に違反した者は、騒音規制法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により罰金又は懲役に処せられることがあります。

(1) 騒音規制法

・ 計画変更勧告（騒音規制法第9条）

市長は特定施設の設置届出や数等の変更届出があった場合、騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境を損なうおそれがあると認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に騒音防止の方法又は特定施設の使用法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することがあります。

・ 勧告及び命令（騒音規制法第12条、15条）

市長は特定施設を有する工場（事業場）からの騒音や特定建設作業による騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、騒音防止の方法の改善、特定施設の使用法や特定建設作業の作業時間の変更等を勧告することがあります。また、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、勧告に従うべきことを命ずることがあります。

・ 報告及び検査（騒音規制法第20条）

市長は特定施設の設置状況や特定建設作業の状況その他必要事項について報告を求めたり、特定施設その他騒音を発生する施設や特定建設作業に使用される機械等を立入検査することがあります。

・ 罰則（騒音規制法第29～33条）

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や検査・報告を拒む等、これら法律の規定に違反したものに対しては、罰則の適用があります。

(2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（略称 未来環境条例）

・ 計画変更命令等（未来環境条例25条）

指定施設の設置届出や数等の変更届出があった場合、騒音が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に指定施設の構造、配置、使用法、騒音防止の方法等に関する計画変更、又は設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

・ 改善命令等（未来環境条例29条）

指定施設から規制基準に適合しない騒音を発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、指定施設の構造、配置、使用法、騒音防止の方法等の改善、又は使用の一時停止を命ずることがあります。

・ 報告及び検査（未来環境条例81～82条）

指定施設の設置状況や使用法、騒音防止の方法について報告を求めたり、指定施設を有する工場、事業場その他の場所に立入検査することがあります。

・ 罰則（未来環境条例89条、97条～99条）

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、計画変更命令・改善命令に違反した場合や検査・報告を拒む等、これら条例の規定に違反したものに対しては、罰則の適用があります。

◆別表1 騒音規制法に定める特定施設

1	金属加工機械
	イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。）
	ロ) 製管機械
	ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
	ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ) せん断機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
	ト) 鍛造機
	チ) ワイヤフォーマーマシン
	リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。）
	ヌ) タンブラー
	ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）
	2
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）
	ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ) ドラムバーカー
	ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	ハ) 碎木機
	ニ) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	ホ) 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	ヘ) かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

- ・騒音規制法に定める特定施設については設置されているもののみを対象とし、台座が固定していないものなどについては対象としないこと。
- ・船舶または車両に設置する施設は、「工場又は事業場に設置される施設」に含まれないため特定施設には該当しない。
- ・特定施設「圧縮機と送風機」について、騒音規制法では「空気圧縮機及び送風機」と規定されるが、振動規制法では「圧縮機」と規定されているため、「送風機」については騒音規制法のみであり、「空気圧縮機」は騒音・振動の両方にかかり、それぞれ届出が必要となる。
- ・空調機・外調機・チラーに用いられる圧縮機はいずれも冷媒を圧縮するため、騒音規制法に規定される「空気圧縮機」には該当せず、届出は不要となる。

◆別表2 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
2	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75kw以上のものに限る。）
3	板金作業又は製缶作業を行なう作業場
4	鉄骨又は橋梁の組立て作業場（現場作業を除く。）

・「クーリングタワー」は冷却塔とも言われ、冷却水を捨てずに何回も繰り返して循環使用できる役目を果たす装置。クーリングタワーには送風機が設けられており、その原動機の定格出力が7.5kw以上であれば騒音規制法の特定施設となり、0.75kw以上7.5kw未満であれば長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の指定施設となる。

・「冷凍機」には空調機・外調機・チラー等の冷媒圧縮機も含まれる。

・冷凍機は原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限るとあるが、例えば冷凍機が複数の圧縮機から構成される場合、それぞれ個別の圧縮機の出力で判断するようにし、各圧縮機の出力を合算した数値で判断しない。

(例) スクロール冷凍機 (6.0×2+7.4)kw

この場合、6.0kwの圧縮機2台と7.4kwの圧縮機1台からスクロール冷凍機が構成されているが、いずれの圧縮機も7.5kw未満であるため、届出不要となる。

6.0×2+7.4=19.4kwのように合算して、判断しないようにする。

◆別表3 騒音規制法に定める特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

・特定建設作業について、ハンドブレーカー、電動ピックも「さく岩機を使用する作業」に該当し、規制対象となるので届出が必要である。

・1馬力は、PS(仏馬力) = 0.7355kw、HP(英馬力) = 0.7457kwとして取り扱う。

※ バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは環境大臣が指定する低騒音型を除きます。

低騒音型建設機械の型式は、下記 URL から参照できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

◆別表4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設以外の騒音の規制

1	何人も、指定施設以外のものに係る規制基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	条例 第33条 規則 別表第3-1の(1)
2	何人も、次の行為によって、その周辺の静穏をみだしてはならない。	条例 第36条
	イ) 学校、図書館又は病院の敷地の周囲 50メートル以内の区域において、拡声機を使用して放送を行ってはならない。(以下①～④を除く) ①公共のために実施する行事又は広報等に伴う騒音。 ②祭礼、盆踊りその他の地域習慣行事。 ③集団の整理誘導。 ④規制基準を遵守して行なわれる拡声放送。	条例 第36条第1号 規則 第9条、10条 別表第3-1の(1)
	ハ) 深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間)は、みだりに他人の睡眠を妨げる騒音を発生させてはならない。	条例 第36条第2号
3	飲食店営業その他の規則で定める営業を営む者は、静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域において、その営業所で深夜にあっては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。 ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合は、この限りでない。	条例 第37条
	イ) 規則で定める営業とは、食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席などを設けて客に飲食させる食堂・料理店・すし屋・旅館・レストラン・スナック・バー・キャバレー・サロン・喫茶店などをいう。	規則 第11条第1項 第1号、第2号
	ロ) 使用の制限を受ける区域は、第1種区域と第2種区域。	規則 第11条第2項 第1号
	ハ) 規則で定める音響機器とは、カラオケ装置・音響再生装置・楽器・拡声装置・有線放送受信装置をいう。	規則 第11条第3項 第1～5号
4	営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときは、規制基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。	
	イ) 午後7時から翌朝午前9時(日曜及び祝日については午前10時)までは、放送を行ってはならない。	
	ロ) 地上10メートル以上の高さから放送してはならない。ただし、航空機を用いる放送を除く。	
	ハ) 定置放送(停止した移動放送車からの放送を含む)は、1時間について15分以上の休止時間をおこななければならない。	規則 別表第3-1の (1)、(2)
	ニ) 移動放送(航空機を用いる放送を除く)を行なうものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。	
	ホ) 航空機を用いて放送を行なうときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰返してはならない。	
	ヘ) 移動放送の音量の基準は、65デシベルであるが、第4種区域は70デシベルである。	
5	特定建設作業以外の建設作業に係る騒音は、午後9時から翌日の午前6時までの間は発生させてはならない。(除外規定あり)	規則 別表第3-2

様式第 1

特定施設設置届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

氏名又は名称
届出者住 所 印
法人にあっては
その代表者の氏名

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地	大村市 (TEL)	※ 受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
△ 騒音防止の方法	別紙のとおり	※ 備考			
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる順番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音処置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には記入しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

氏名又は名称
届出者 住 所
法人にあっては
その代表者の氏名

印

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地			大村市 (TEL)		※ 受理年月日		年 月 日	
					※ 施設番号			
					※ 審査結果			
					※ 備考			
特定施設の 種類	型式	公称 能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変 更 前	変 更 後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備 考
- 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第 8 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 2 特定施設の種類の蘭には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる順番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 ※印の欄には記入しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 4

騒音の防止の方法変更届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

氏名又は名称
届出者 住 所 印
法人にあっては
その代表者の氏名

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、特定施設の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理 番号	
工場又は事業場の所在地	大村市 (TEL)	※受理年月日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果
			※ 備 考

- 備 考 1 騒音の防止の方法の蘭の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には記入しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 6

氏 名 等 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 住 所
氏名又は名称
法人にあっては
その代表者の氏名 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、騒音規制法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日		※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

- 備 考 1 ※印の欄には記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

指定施設設置届出書（騒音関係）

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 住所（法人にあつては、その
主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

印

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第22条の規定により、騒音に係る指定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号			
工場又は事業場の所在地	(電話番号)	※受理年月日		年	月 日
工場又は事業場の事業内容		※施設番号			
常時使用する従業員数		※審査結果			
騒音防止の方法	別紙のとおり	※備考			
指定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時 分)	使用終了時刻 (時 分)

- 備考 1 指定施設の種類欄には、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等、騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともにできる限り図面表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には記入しないこと。

氏名(名称・住所・所在地)変更届出書

大村市長 様 平成 年 月 日

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 印
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

氏名(名称・住所・所在地)に変更があったので、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第24条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日		※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考 ※印の欄には記載しないこと。

指定施設の種類ごとの数（騒音の防止の方法）変更届出書（騒音関係）

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第24条第2項の規定により、騒音に係る指定施設の種類ごとの数（騒音の防止の方法）の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号				
工場又は事業場の所在地		(電話番号)		※受理年月日		年 月 日		
				※施設番号				
				※審査結果				
				※備考				
指定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時.分)	変更後(時.分)	変更前(時.分)	変更後(時.分)
騒音の防止の方法			変更前			変更後		
			別紙のとおり					

- 備考 1 指定施設の種類の欄には、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
3 ※印の欄には記載しないこと。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

住所
届出者 氏名 (名称及び代表者名) 印
電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施工令別表第2に規制する機械名称、型式及び仕様	名 称	型 式	仕 様	
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	自	平成	年	月 日
	至	平成	年	月 日
	日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	:	:	日	時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
※受 理 年 月 日				
※審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

(Ⅱ) 振動規制について

振動には、特定工場や事業所から発生するもの、特定建設作業から発生するもの、あるいは、車走行による道路高架下から発生するものなどがあり、建築物などへの障害、人への影響などによる健康被害や生活環境の悪化が発生する場合があります。

特定工場や事業所、特定建設作業については、「振動規制法」により市へ届出を行う義務があり、市はこれらの特定施設への規制・指導及び道路交通振動の測定監視を行っています。

1 振動の規制地域について

工場や事業場、建設作業等の振動から住民の生活環境を守るために、大村市長は振動規制法に基づき振動について規制する地域（規制地域）を指定し、区域を区分しています。

大村市では、原則として都市計画区域内の用途地域(工業専用地域は除く)が対象となります。また、用途地域外においても規制地域に指定された区域があります。

区域の区分	対象地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※規制地域図は、市役所環境保全課にて閲覧、又は市ホームページの下記の場所から確認できます。

ホーム > 暮らしの情報 > 環境 > 公害 > 騒音・振動・悪臭に係る規制地域などについて

または、各種検索サイトで で検索してください。

2 振動の規制対象について

振動規制法では、工場及び事業所の事業活動や建設工事に伴って発生する振動によって、周辺の生活環境が著しく損なわれることを防止するため、特に著しい振動を発生する施設や建設作業を指定し、届出や規制基準の遵守を定めています。

規制の対象	対象施設等の種類	履行義務	規制基準の判断地点
特定施設 (振動規制法により規定)	金属加工機械、圧縮機、 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機、 織機、コンクリートブロックマシン、 コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械 木材加工機械、印刷機械、 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 合成樹脂用射出成形機、鋳造型機 (詳細は、27 ページ別表1に記載)	・届出 ・規制基準の遵守	敷地境界線
特定建設作業 (振動規制法により規定)	・くい打機、くい抜機、くい打くい抜機、 舗装版破碎機、ブレーカーを使用する作業 ・鋼球使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (詳細は、27 ページ別表2に記載)	・届出 ・規制基準の遵守	

3 振動規制基準について

(1) 規制基準（特定建設作業を除く）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8:00～20:00	20:00～8:00
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

(2) 特定建設作業の規制基準

項目	区域の区分	
	第1号区域	第2号区域
① 基準値	75 デシベル	
② 作業時刻	午前7時から午後7時の間	午前6時から午後10時の間
③ 作業時間	1日10時間以内	1日14時間以内
④ 作業期間	連続して6日を超えないこと	
⑤ 作業日	日曜日、その他の休日は禁止	

※第1号区域・・・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

※第2号区域・・・工業地域

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域は、第1号区域に含める。

備考

○適応除外作業

対象作業	適応除外項目
災害・非常事態による作業	② ③ ④ ⑤
人の生命又は身体に対する危険の防止作業	② ③ ④ ⑤
鉄道の正常運行の確保に必要な作業	② ⑤
道路法に基づく道路占用許可条件が夜間、休日指定の場合	② ⑤
道路交通法に基づく道路使用許可条件が夜間、休日指定の場合	② ⑤
変電所工事で休日に行う必要がある場合	⑤



4 振動に係る特定施設・特定建設作業の届出について

規制地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置、変更、廃止、承継しようとする者、もしくは特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、次の表のとおり市長に届け出なければなりません。

届出様式は下記ホームページのアドレスからダウンロードすることができます。

※特定施設・特定建設作業 電子政府の総合窓口 e-Gov にある「行政手続案内」にて入手。詳細は巻末の様式の入手方法をご覧ください。
(36 ページ参照)

(1) 特定施設（振動規制法）

届出の種類 (根拠条文)	届出 様式	提出 部数	届出義務者等	届出の期限	備考
特定施設設置届 (法第 6 条第 1 項)	様式 第 1	正 副 2 部 (添 付 書 類 を 含 む)	指定地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者。	特定施設の設置の工事開始の日の 30 日前まで	受 理 書 の 交 付
特定施設使用届 (法第 7 条第 1 項)	様式 第 2		新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していた者。 既に指定地域とされていたが、新たに特定施設の追加指定が行われた結果、初めて特定工場等の設置者になった者。	地域指定となった日又は特定施設となった日から 30 日以内	
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届 特定施設の使用の方法変更届 (法第 8 条第 1 項)	様式 第 3		特定施設の種類及び能力ごとの数又は使用の方法の変更の場合。 ただし、種類及び能力ごとの数を増加しない場合若しくは使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合はこの限りでない。	特定施設の種類ごとの数の変更に係る設置工事の 30 日前まで	
振動の防止の変更届 (法第 8 条第 1 項)	様式 第 4		振動の防止の方法を変更しようとするとき。 ただし、振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。	振動の防止の変更に係る工事開始の 30 日前まで	
氏名等変更届 (法第 10 条)	様式 第 6	正 副 2 部	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 ただし、工場等の移転の場合は、廃止、新設扱いとする。	変更があった日から 30 日以内	
特定施設使用全廃届 (法第 10 条)	様式 第 7		特定施設すべての使用を廃止したとき。	廃止をした日から 30 日以内	
承継届 (法第 11 条第 3 項)	様式 第 8		特定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき。	承継があった日から 30 日以内	

※特定施設に係る届出に添付する書類は次のとおりです。

- (イ) 特定施設を設置する工場又は事業所の位置図
- (ロ) 特定施設の配置図(敷地境界から特定施設までの距離が分かるもの)
- (ハ) 振動防止の方法
- (ニ) 特定施設の仕様書(カタログ等でも可)
- (ホ) 振動測定を行っている場合は、測定結果もしくは測定予測結果

※騒音規制法による届出書と同時に提出する場合、添付書類が同一のときは振動に関する届出書にその旨を記載し、添付書類を省略することができます。

(2) 特定建設作業(振動規制法)

届出の種類 (根拠条文)	届出 様式	提出 部数	届出義務者等	届出の期限	備考
特定建設作業実施届 (法第 14 条第 1 項 及び第 2 項)	様式 第 9	(添付書類を含む) 正副 2 部	指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者。	特定建設作業開始の日の7日前まで (法第 14 条第 1 項)	
				特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。 (法第 14 条第 2 項)	

※特定建設作業実施届出に添付する書類は次のとおりです。

- (イ) 特定建設作業の場所の位置図
- (ロ) 特定建設作業の場所及び付近の見取図
- (ハ) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
- (ニ) 使用する建設機械の仕様書(カタログ等でも可)

※騒音規制法による届出書と同時に提出する場合、添付書類が同一のときは振動に関する届出書にその旨を記載し、添付書類を省略することができます。

5 道路交通振動の要請限度について

市長は、指定地域内における道路交通振動が限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請できるほか、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請できるとされています。

(1) 要請限度の区域の区分

大村市では、振動の規制区域内において要請限度の区域を区分しています。原則として都市計画区域の用途地域が対象となりますが、用途地域外においても要請限度の区域に指定されたところがあります。

区域の区分	対象地域(都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 区域の区分ごとの要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~20:00)	夜間 (20:00~翌 8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

6 行政処分と罰則について

振動防止に係る命令や届出義務に違反した者は、振動規制法により罰金又は懲役に処せられることがあります。

(1) 計画変更勧告(振動規制法第 9 条)

市長は特定施設の設置届出や数等の変更届出があった場合、振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境を損なうおそれがあると認められるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に振動防止の方法又は特定施設の使用法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することがあります。

(2) 勧告及び命令(振動規制法第 12 条、15 条)

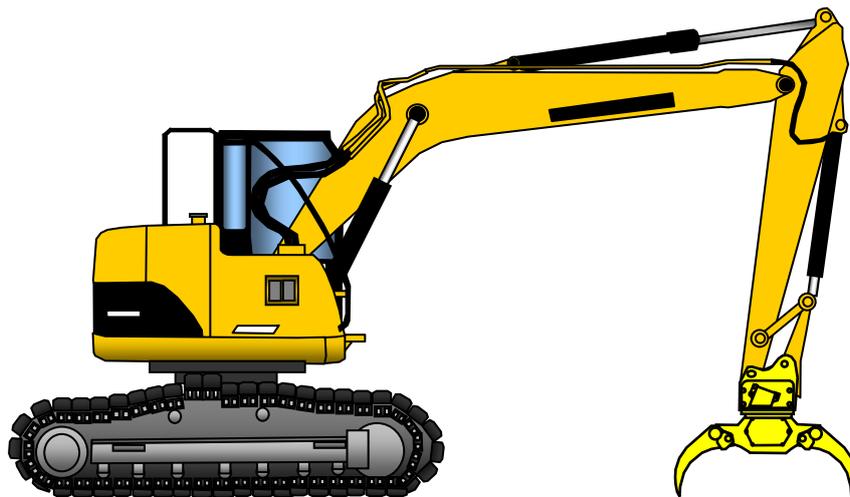
市長は特定施設を有する工場(事業場)からの振動や特定建設作業による振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、振動防止の方法の改善、特定施設の使用法や特定建設作業の作業時間の変更等を勧告することがあります。また、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(3) 報告及び検査(振動規制法第 17 条)

市長は特定施設の設置状況や特定建設作業の状況その他必要事項について報告を求めたり、特定施設その他振動を発生する施設や特定建設作業に使用される機械等を立入検査することがあります。

(4) 罰則(振動規制法第 24~28 条)

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や検査・報告を拒む等、これら法律の規定に違反したものに対しては、罰則の適用があります。



◆別表1 振動規制法に定める特定施設

1	金属加工機械
	イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ) 機械プレス
	ハ) せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。）
	ニ) 鍛造機
	ホ) ワイヤフォーミングマシーン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）
6	木材加工機械
	イ) ドラムバーカー
	ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※特定施設「圧縮機」については、騒音規制法では「空気圧縮機及び送風機」と規定されるが、振動規制法では「圧縮機」と規定されているため、「送風機」については騒音規制法のみであり、「空気圧縮機」は騒音・振動の両方にかかり、それぞれ届出が必要となる。

※振動規制法に定める特定施設「圧縮機」は、冷凍機に用いるものは含まない。

空調機・外調機・チラーはいずれも冷凍機に含まれるため、振動規制法に規定される「圧縮機」には該当せず、届出は不要となる。原動機の定格出力が7.5kw以上であれば、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の騒音に係る指定施設として届出が必要となる。

◆別表2 振動規制法に定める特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

・1馬力は、PS(仏馬力) = 0.7355kw、HP(英馬力) = 0.7457kwとして取り扱う。

特定施設設置届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日		年	月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、⁷吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3(第6条関係)

特定施設の種類及び能力ごとの数
 特定施設の使用方法 変更届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について、特定施設の使用方法
 て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号						
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日					
		※ 施設番号						
		※ 審査結果						
		※ 備考						
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

振動の防止の方法変更届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

印

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
振動の防止の方法	変更前	変更後	※ 施設番号
	別紙のとおり。		※ 審査結果
			※ 備考

- 備考
- 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

氏名等変更届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

大村市長 様

住所
届出者 氏名 (名称及び代表者名) 印
電話番号

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規制する機械名称、型式及び仕様	名 称	型 式	仕 様	
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	自	平成	年	月
	至	平成	年	月
				日
				日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	:	:	日	時間
振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
※受 理 年 月 日				
※審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

(Ⅲ) 資料

【内容】

- 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設の概要
- 届出様式の入手方法

1 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設の概要

騒音…騒音規制法 振動…振動規制法

特定施設の種類	概要	主な対象施設
圧延機械 騒音	回転する二つのロールの間に常温または高温の金属を通して圧延する機械。	分塊圧延機、鋼片せん断機、条材圧延機、線材圧延機、帯材圧延機、はく圧延機、厚板圧延機、薄板圧延機、タイヤ・車輪圧延機 等
ベンディングマシン 騒音	金属板を折り曲げる機械。 ※材料の歪みの矯正作業を行う矯正機も対象となる。 ロール式のものが出対象となっている。	数値制御式ベンディングマシン、板金用ベンディングロール、板金用ロールレベラ、板金用成形ロール、形材・丸棒・管用ベンディングマシン、矯正機 等
液圧プレス 騒音・振動	油もしくは水をポンプでシリンダーに送り、その圧力を利用して加工を行う機械。液圧を制御することで、塑性加工(金属などの材料に大きな力を加えて変形させることによって目的とする形状に加工する事)を柔軟に行うことができる。 ※ほとんどが「油圧プレス」になっている。 自動車工場等で使用される矯正プレスは規制対象外となっている。	数値制御式液圧プレス、単動液圧プレス、複動液圧プレス、3動液圧プレス、液圧式プレスブレーキ、コールドホッピングプレス、スクラッププレス、ストレッチフォーミングプレス、液圧式ダイスポッティングプレス、液圧式メタルパウダープレス、リベッティングマシン、液圧式トランスファープレス 等
機械プレス 騒音・振動	加工材を押圧するスライドの運動を機械的に行うプレスの総称で、液圧プレスに対するものである。 ※足踏みプレス、人力プレスは規制対象外である。	数値制御式機械プレス、単動クランクプレス、複動クランクプレス、3動クランクレスプレス、3動リンクプレス、ナックルジョイントプレス、スクリュープレス 等
せん断機 騒音・振動	2つの鋭利ですきまが少なく接した切刃の運動によって金属およびその他の材料を切断する機械。	数値制御式シャー、直刃せん断機、丸刃せん断機、アリゲータシャー、アングルシャー、ビレットシャー 等
^{たんぞうまき} 鍛造機 騒音・振動	材料に大きな力を加えて変形させることによって、目的とする形状に加工する機械。 鍛造用金型を用いて圧力を加えて塑性流動させて成形する型鍛造とハンマ等で成形する自由鍛造がある。	数値制御鍛造器、ハンマ、鍛造プレス、ホーマ、アブセッタ、ロール、スウェーピングマシン 等
ワイヤーフォーミングマシン 騒音・振動	線材又は針金を加工する機械で、針金を加工してヘヤーピン、ペーパークリップ等の針金製品を造るもの、針金からケーブルを造るもの、針金を編んで金網を造るもの、ばね線材をコイルばねに捲くもの及び有刺鉄線製造機械が含まれる。	数値制御ワイヤーフォーミングマシン、ストランディング・ツイスティング及びブレイディングマシン、ワイヤストレートニングマシン、コイルワインディングマシン 等

特定施設の種類	概要	主な対象施設
ブラスト（タンブラスト以外で密閉式を除く） 騒	圧縮空気や遠心力を用いて砂、鋼球、けい石粒などの研磨剤を表面に吹き付けて、 <small>ちゅうぞうひん</small> 鑄造品・鋼板等のスケール（酸化物の被膜）落とし、錆などの除去、めっきの前処理を行う鑄物等の清掃用機械。	ショットブラスト、ハイドロブラスト、エアブラスト、その他の製品清掃機
タンブラー 騒	通称ガラ箱と呼ばれており、鑄造品をこの中に入れて多角形の鉄片と一緒に回転させる機械。これにより、砂落とし、スケール落とし、錆などの除去を行う。	製品清掃機（その他の製品清掃機）
切断機（砥石を用いるものに限る） 騒	高速回転する薄い円盤状の切削砥石により切断する機械。	金切りのご盤 及び 切断機のうち砥石を用いた切断機に分類されるもの
分級機 騒・振	流体中での固体粒子の沈降速度が粒子の大きさによって異なることを利用して、篩機では不可能な細粒を分類する機械。	レーキクラシファイヤ、バウルクラシファイヤ、スパイラルクラシファイヤ、ドラッグクラシファイヤ、ドルコサイザ 等
ドラムバーカー 騒・振	原木より樹皮を除去する機械で、円筒の回転運動により中に入れた原木の相互摩擦により皮むきを行う。	調木装置のうちバーカー
チッパー 騒・振	パルプ作成において化学的処理が行いやすいように、削片（チップ）を製造する機械。バーカーで皮むきした丸太を放射状に取り付けられたカッターで切削する。	調木装置のうちチッパー
碎木機 騒	木材を大形の回転砥石（といし）に押し付け、水を注ぎながらすりつぶし、繊維をかゆ状にしてパルプにする機械。	碎木摩砕装置（碎木グラインダ、その他の碎木摩砕装置）
<small>しょうしき</small> 抄紙機 騒	紙を製造する機械で、湿紙をつくる網部、湿紙から水をとるプレス部、熱乾燥する乾燥部などから構成される。	抄紙機（ヘッドボックス、ワイヤーパート、プレスパート、ドライパート、カレンダー、リール、その他の抄紙機）
合成樹脂用射出成型機 騒・振	合成樹脂（プラスチックなど）を加熱して溶かし、金型に送り込んだ後、冷やすことで目的とする成形を行う。注射器で液体を送り込む様子に似ていることから、「射出成形」と呼ばれるようになっている。	射出成形機（横形射出成形機、立形射出成形機、その他の射出成形機）
鑄造型機 騒・振	<small>いものずな</small> 鑄物砂（ケイ砂、川砂、山砂等）を鑄造型機。規制対象は振動による重力加速度を利用するジョルト（振揺）機構を備えた機械となる。	生造型機、特殊造型機、中子整形機、その他の鑄造型機

2【騒音規制法・振動規制法】

特定施設・特定建設作業関係の届出様式の入手方法

- ①電子政府サービス e-Gov（イーガブ）にアクセスする。URL: <http://www.e-gov.go.jp/>
- ②「行政手続案内検索」をクリックする。
- ③下図のように入力し、「検索」をクリックする。
- ④検索結果一覧が表示されるので、その中から目的の様式をダウンロードし、使用する。

The screenshot shows the e-Gov search interface. The search criteria are as follows:

- Keyword: 騒音規制法 または 振動規制法
- Keyword search scope: 全て含む
- Keyword search target: 手続情報全体から検索
- e-Gov application status: e-Gov電子申請システムを利用可能なもののみ
- Results display count: 10 items
- Province: 環境省

Callouts in the image provide instructions:

- 「騒音規制法」又は「振動規制法」と記入。
- 「全て含む」を選択。
- 「手続情報全体から検索」を選択。
- 「環境省」を選択。

3【長崎県未来につながる環境を守り育てる条例】 指定施設関係の届出様式の入手方法

- ①長崎県のホームページにアクセスする。URL：<http://www.pref.nagasaki.jp/>
- ②トップページの電子申請の項目にある「申請書ダウンロードサービス」をクリックする。
(下図①参照。)
- ③「環境部」をクリックする。(下図②参照。)
- ④「環境政策課」をクリックする。
- ⑤用いる様式をダウンロードする。



下図①



下図②